

## 香川 重遠 「戦間期イギリスの特別地域における公私の協働」

本論文は、1934年に制定された特別地域法を中心に、戦間期イギリスの特別地域を舞台に展開された政府とボランティア団体による協働体制について論じたものである。1934年といえば、保険原則と拠出によらない扶助原則による新たな失業者対策制度として制定された新・失業保険法が有名であるが、失業率の高い地域の経済発展と社会改良の促進を目的に制定された「特別地域法」は、評者の知る限り、社会政策史や社会保障史などの文献に若干触れられている程度で、本格的に「特別地域法」について論じた文献はみあたらない。また資料も「労働省年次報告書」や「特別地域委員報告書」といった原典にあたっており、論旨の展開も一貫しており、十分労作に値する論考といえる。評者も本稿を通して教えられる点多かった。その上で、歴史研究として気がついた点をいくつか指摘しておきたい。

一点目は、「公」の立場についてである。本論文のテーマである「公私の協働」を論ずる際、「私」を支援・管理する「公」を体現する立場として特別地域委員会が言及される。しかし27ページに「特別地域委員の決定」という項があるが、特別地域委員会の役割やNCSSとの関係が述べられているだけで、具体的に、どういう階層の人が、どういう基準で、どのような選出過程を経て任命されたのか、といった特別地域委員の内訳についての記述がない。一方で、32ページの「政府は……（ボランティア団体を）自分たちの協働の相手となりうる存在とみなし、その活動を評価していた」という場合、誰が、何を基準に評価していたのか、という問題でも同様である。「公」の立場の説明が不明確であり、特別地域委員会の見解が即政府の見解となる根拠が示されていない。

二点目は、筆者も「特別地域におけるボランティア団体の活動は……政府による社会サービスを土台に展開されたものであった」(32ページ)と述べているが、従来からの救貧法行政や失業扶助との関連では、これらの活動はどういう意味をもつのか、という点である。つまり「公私の関係」についての評価である。政府による失業保険制度の整備の一方で、民間の失業者へのボランティアな努力は続けられており、本稿にあるように特別地域委員会からの補助金をうけて、職業クラブやセツルメント、青少年福祉事業などが本稿でも紹介されている。たしかに、公的資金をボランティア活動に助成する、という仕組み自体は評価できる。しかし、協働というからは、公私は対等なパートナーシップの関係であり、ある共通の目標に向けて両者が役割を明確にして共に取り組む、ということが前提であると考えるが、本稿で取り上げられているボランティア団体への補助金は、公私で失業問題・貧困問題を克服することを目的としていたのか、行政が行う失業対策・救貧事業を取り繕うことが目的であったのか、という点が不明確である。そして、政府としてボランティア団体を、どう育成・活用しようとしたのか、についての政府の見解が示されていない。この問題は結局一点目の指摘とも関連しているが、大きな流れで「公私協働」の枠組みが公私共に共有されていたのか、という疑問に収斂される。

以上のような点を踏まえると、筆者も断っているように(33ページの注)、特別地域法が不況地区

の経済発展や失業克服に与えた影響について否定的見解も少なくない中で、「公私の特性にもとづいた協働のもとに、重層的かつ多元的な社会サービスの供給体制が実現されていた」(32ページ)と結論するのは早急すぎるのではないかと考える。

いずれにしても、ベヴァリッジ報告の後に出了された「ボランティアアクション」に関する報告や、その後の福祉国家建設や福祉多元主義の流れ、イギリスのボランティアセクターの伝統を考えると、本論文で指摘された特別地域委員会やその実践は大変示唆に富むものである。「公私の協働」という大きな、意欲的なテーマではあるが、基礎的な研究はますます重要になると思われる。筆者の今後のさらなる研究に期待したい。